

## 会津乗合自動車株式会社にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領完了について

2013年8月2日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が再生支援対象事業者に対して持つ株式及び債権その他は一切なくなります。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

会津乗合自動車株式会社（以下「会津バス」という。）

会津バス観光A・T・S株式会社（以下「会津バス観光A・T・S」という。）

会津バス・オートサービス株式会社（以下「会津バス・オートサービス」という。）

### 2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2010年12月2日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、2011年1月14日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

2011年3月には、会津バスにおいて事業再生計画に沿って会社分割が行われるとともに、いわゆる100%減資が行われ、同時に機構は普通株式50百万円及びA種優先株式50百万円の現金出資により会津バスの議決権割合の100%にあたる株式を取得してしました。

なお、会津バス観光A・T・S及び会津バス・オートサービスは、2012年10月に事業再生計画に沿って会津バス以外の少数株主から会津バスが株式を取得し、会津バスが議決権割合の100%を保有する事業者となっており、現在に至っております。

その後、機構は再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、会津バスに対して保有する普通株式及びA種優先株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般、株式会社みちのりホールディングスへの譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年8月30日に株式譲渡を実行する予定です。また、併せて債権についても弁済受領が完了する予定です。

（注）株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

3. 出資額等

機構は、会津バスに対して、普通株式 50 百万円及びA種優先株式 50 百万円の現金出資により、議決権割合の 100%にあたる普通株式 1,000 株及び発行済A種優先株式の 100%にあたるA種優先株式 1,000 株を取得していました。今般、当該普通株式及びA種優先株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、再生支援対象事業者に対する元本 1,386 百万円の債権に関し、会社分割手続を経て、関係金融機関等から 200 百万円の債権買取を行い、事業収益による一部弁済（40 百万円）を受けていましたが、今般、残債権全額に当たる 160 百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

5. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣： 意見なし

以上

(別紙) 株式譲受会社の概要

◆ 株式会社みちのりホールディングス

住所 : 東京都千代田区神田練塀町3番地富士ソフトビル13階

代表者 : 松本 順

設立 : 2009年3月16日

資本金 : 3億150万円 (2013年7月末日現在)

主な事業内容 : 傘下の公共交通事業体の経営支援